

新潟県公安委員会規則第8号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年6月19日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を廃止する規則
新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年新潟県公安委員会規則第7号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。